

山形市と中外製薬株式会社との 健康の保持・増進に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と中外製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、山形市民の健康の保持・増進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、それぞれが保有する資源を有効に活用することにより、山形市民の健康の保持・増進に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 山形市民に対するがんの啓発に関すること。
- (2) 山形市民の特定健診、各種がん検診等の受診率向上に関すること。
- (3) 山形市健康ポイント事業SUKSKの普及啓発に関すること。
- (4) その他山形市民の健康の保持・増進に資すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年5月12日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤孝弘

乙 宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号
中外製薬株式会社
北日本統括支店長 松本晶樹